

# 保護者の方へ（重大事態についてのご説明）

## 第1 「いじめの重大事態」とは

### 1 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

法律では、「いじめ」とは、児童生徒に対して、その児童生徒と一定の人的関係がある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、とされています。

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、行為を受けた児童生徒の立場に立って行います。行為をした側の児童生徒の認識にかかわらず、行為を受けた児童生徒が心や体に苦痛を感じていれば「いじめ」となります。そのため、善意で行ったことや、相手の行動に対応して行ったことでも、法律の定義では「いじめ」に該当する場合があります。

### 2 「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

「重大事態」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 一 いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

いずれの場合も、事実関係が判明していなくても、「疑い」が生じていれば「重大事態」として調査を行う必要があります。

### 3 重大事態が発生した場合の調査等の流れ

発生報告	学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告します。市教育委員会は市長、県教育委員会に、県教育委員会は文部科学省に報告します（※1）。
↓	
調査	学校に設置する調査組織、または市教育委員会に設置されている流山市いじめ対策調査会が、事実関係の調査を行います（※2）。
↓	
調査結果報告	調査の結果を、市教育委員会を通じて、市長、県教育委員会に報告します。県教育委員会は文部科学省に報告します（※1）。

（※1）県教育委員会、文部科学省には、個人名を伏せた状態で報告します。

（※2）調査中も、学校はその段階でできる対応を継続して行います。

## 第2 調査についての説明・確認

重大事態の調査について、文部科学省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月改定版。以下「文部科学省ガイドライン」といいます。）に沿って説明・確認を行います。

なお、文部科学省ガイドラインの用語では、いじめにより重大な被害や不登校に至った疑いのある児童生徒を「対象児童生徒」、それ以外の児童生徒を「関係児童生徒」と呼んでいます。

## 1 重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項

### ①重大事態の別・根拠

- 重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき行うものです。
- 以下の事項については、別途ご説明します。
  - ・ 認定した事案が生命心身財産重大事態と不登校重大事態のどちらに該当するのか
  - ・ 重大事態として認定した時期

### ②調査の目的

- 重大事態の調査は、以下のことを目的として行うものです。
  - ・ 何があったのかを可能な限り明らかにすること
  - ・ いじめを解消し、対象児童生徒とすべての児童生徒が心身の苦痛を感じることなく学校に通えるようになるためにできることを検討すること
  - ・ 再発防止のために何をすべきか検討すること
- 民事・刑事・行政上の責任追及や、訴訟などの争いごとへの対応を直接の目的とするものではありません。
- 警察の捜査や裁判とは違い、あくまでも関係者の任意の協力を前提として行うものです。調査を行っても、何が事実なのか、重大な被害といじめに関係性があるか、などの事項が判断できないこともあります（意見の食い違いがあり目撃者も出ないときなど）。

### ③調査組織について

- 学校か教育委員会のどちらかが調査主体となって調査を行います。どちらが調査主体となるかは、教育委員会が判断します。
- 学校が調査主体となる場合は、学校に調査組織を設置します。通常、組織は学校の教職員を中心として構成し、必要に応じて第三者や専門家を加えます。
- 教育委員会が調査主体となる場合は、流山市いじめ対策調査会が調査を行います。ただし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が調査会によらない調査を希望する時は、教育委員会（いじめ防止相談対策室）が直接調査をする場合もあります。
- 調査組織の構成に関して、以下のとおり対象児童生徒・保護者の意向を確認します。

#### 《調査組織の構成に関する意向の確認》

- ・ 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選を行う必要があります。対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるか確認することとされています。
- ・ 新たに職能団体等に委員の推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができます。一般的に、職能団体等からの推薦を経て就任した委員については、第三者性が確保されると考えられます。
- ・ 職能団体等からの推薦手続には1か月以上の時間を要する場合もあり、調査の開始が遅くなることが想定されます。

### ④調査事項について

- 調査事項について、以下のとおり対象児童生徒・保護者への確認を行います。

#### 《調査事項の対象児童生徒・保護者への確認》

- ・ 学校や教育委員会が把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案にずれが生じないように、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事を確認します。

- 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは、重大事態への対処や再発防止策の検討に必要であることから、文部科学省ガイドラインでは、個人的な背景および家庭での状況についても調査事項とすることが望ましいとされており、調査組織の判断でこれらを調査対象とする場合があります。

#### ⑤調査方法や調査対象者について

- 調査方法や調査対象者について、以下のとおり対象児童生徒・保護者への確認を行います。

##### 《調査方法や調査対象者についての対象児童生徒・保護者への確認》

- ・ 対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。
- ・ 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
- ・ その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

#### ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- 本事案の担当者、連絡先については、別途ご説明します。

## 2 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

#### ①調査の根拠、目的

- 1①、②のとおりです。

#### ②調査組織の構成

- 調査組織の構成については、別途ご説明します。

#### ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- 調査を開始する時期や当面のスケジュールについては、別途ご説明します。
- 実際に調査を開始した後に新たな事実が明らかになるなど、調査が始まってから調査期間が変更になる場合があります。
- そのため、対象児童生徒・保護者に対して定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行います。具体的な報告時期等については、別途ご説明します。

#### ④調査事項・調査対象

- どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについては、別途ご説明します。

- 調査の中で新たな事実が明らかになり調査対象となる事項が増える場合や、児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあります。そのような場合には、状況等に応じて臨機応変に対応していくことになります。

#### ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- 調査方法（重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順など）については、別途ご説明します。
- 事前に調査方法についてご要望をいただいている場合には、要望に対して検討を行った結果についても別途ご説明します。

#### ⑥調査結果の提供

- いじめ防止対策推進第28条第2項に基づき、対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められています。調査終了後に、調査結果の提供・説明を行います。
- 関係児童生徒・保護者にも、調査終了後に調査結果の提供・説明を行います。
- 調査の過程で収集する個人情報、事実関係の調査及び調査結果に基づく対処の目的に使用します。取扱いは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に従い適切に行います。
- 調査結果は、報告書にまとめ、文書でお渡しします。その際、個人情報保護法に基づき提供できない部分はマスキング（黒塗り）して提供します。
- 調査資料の提供について

調査資料の提供の希望がある場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、提供できない部分を黒塗りにした上で提供するなど、可能な範囲で提供します。なお、児童生徒の学校生活への重大な支障及び二次被害を防ぐためにも取り扱いには十分ご留意願います。

#### 【提供できない情報の例】

- ・個人名が分かるもの
- ・筆跡が分かるもの（直筆のアンケートなど）（※4）
- ・その他、個人を特定できる情報
- ・未確定な情報や不確実な情報
- ・提供することで調査に支障が生じるおそれがある情報（会議の詳細な記録や録音、本人以外の聴き取り記録など）
- ・聴き取りの録音（※5）

#### （※4）アンケートについて

アンケートで得られた情報は、個人名や筆跡等の個人情報を保護するため、原則として、内容をタイピングし直し、個人名を伏せた状態で提供します。原本の写しをそのままご提供することはできません。

#### （※5）録音について

録音の提供は原則として行いません。録音を提供するとした場合に関係者に調査に応じてもらいにくくなるなど今後の調査等への支障が生じるおそれがあること、また、聴き取り対象者の「声」も個人を特定できる情報であるためです。

- 調査で収集した資料は、流山市いじめ防止基本方針の定めるところにより、少なくとも5年間保存します。

### ⑦調査報告書の公表について

- 調査報告書の可否等について、「流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針」に基づき、教育委員会が対象児童生徒及び保護者の意向を確認しながら決定します。
- 調査報告書の公表方針については、別途ご説明します。

### ⑧調査終了後の対応

- いじめ防止対策推進法に基づき、調査結果は市長に報告します。また、県教育委員会、文部科学省にも、個人名を伏せた形で報告します。
- 調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があります。
- 調査報告書について意見等がある場合には、市長に対する所見書を提出することができます。提出いただいた所見書は、調査結果報告書の添付書類として、調査結果報告書とともに保管します。
- 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行します。

## 第3 調査に関するお願い

重大事態の調査に関して、以下の事項にご理解、ご協力をお願いいたします。

### 1 調査は中立な立場で行うこと

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することが記載されていますが、一方で、調査は公正・中立に行うことや、加害児童生徒の心に寄り添いながら指導を行うことも記載されています。

学校・教育委員会・調査組織は、被害児童生徒・保護者に寄り添うことを第一に調査を行います。これは、学校・教育委員会・調査組織が、加害児童生徒に対する教育的配慮を行わないということではないことをご理解ください。

### 2 調査には強制力がないこと

学校や教育委員会、調査組織の行う調査は、関係者の任意の協力で行うものです。警察の捜査のような強制力はありません。調査を行っても、事実関係を明らかにできないこともあります。

### 3 対応は原則として執務時間内に行うこと

学校や教育委員会の対応は、原則として執務時間内に行います。緊急の場合を除き、時間外や休日の対応はできません。ご了承ください。

### 4 当事者が希望しない場合でも調査を行う必要があること

学校と教育委員会には、重大事態が発生した場合に調査を行うことが法律により義務付けられています。そのため、当事者が詳細な調査を望まない場合でも、一切の調査を行わないということではできません。この場合、学校と教育委員会は、自らの対応を振り返り検証するため、可能な範囲で調査を行います。

具体的にどのような調査を行うかは、事前にご説明します。

【流山市教育委員会 令和5年5月15日作成、最終改定令和7年8月29日】